

広島県告示第三百九十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十八条において読み替えて準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、広島県漁業調整規則（令和二年広島県規則第六十七号。以下「規則」という。）第四条第一項に掲げる漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び申請期間等を別冊のとおり定める。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦